



マラキ・ブルム
(英語指導助手・32歳)

Although January brings dark days, lots of snow and cold winds, but it's a great time for young children. The little people in Kuzumaki are very strong warm and snug in ski wear they can enjoy sledging, throwing snowballs and building snow people.

Over the winter holiday I have been visiting the nursery schools and day centers to introduce very young children to English. These very young children are very cheerful clever and friendly and I am always amazed to see how quickly they learn new words and phrases.

1月は日照時間が減り、冷たい北風に雪がたくさん降りますが、でも、それは子どもたちにとっては、素晴らしいときです。葛巻の子どもたちはとても暖かい、着心地の良いスキーウェアを着て、そりすべり、雪合戦、雪だるま作りを楽しむことができます。

冬休みの間、保育園や学童に英語を教えに行っています。園児や児童はとても快活で賢く、フレンドリーです。そして、子どもたちの英単語やフレーズの、飲み込みの速さにいつも驚かされます。

納税相談日程表

会場 町総合センター2階 産業経営相談室
時間 午前8時45分～午後4時

月	日	対象地区など
2月	6日(月)	国民年金以外の年金受給者
	7日(火)	山岸・五日市・栗山
	8日(水)	元木・新町
	9日(木)	四日市・垂柳
	10日(金)	城内小路・下町・田野
	13日(月)	大沢・橋場・野中
	14日(火)	江刈馬淵・遠矢場・車門
	15日(水)	小屋瀬・田代・上外川
	16日(木)	平船・星野・馬場
	17日(金)	吉ヶ沢・田子
	20日(月)	土谷川・浦子内
	21日(火)	小苗代・中村・寺田
	22日(水)	冬部・市部内・名前端
	23日(木)	小田・江刈川
	24日(金)	茶屋場・泉田
	26日(日)	休日相談日 都合により平日の指定日に来られない人を受け付けします。
	27日(月)	地区指定日に来られなかった人
28日(火)		
3月	29日(水)	農業収支計算案内者 該当する人には別途ご案内します。農業収支計算申告の人で、昨年まで役場以外で申告をしていた人にはご案内をしていません。役場での申告を希望する場合は、ご連絡願います。
	1日(木)	
	2日(金)	
	5日(月)	
	6日(火)	
	7日(水)	
	8日(木)	予備日
	9日(金)	
12日(月)		
13日(火)		
14日(水)		
15日(木)		

納税相談



2/6 ▶
3/15

岡住民会計課税務室
☎66-2111内線133

得の判定が必要な人は申告してください。申告書用紙がなくとも申告できますので、申告会場へ直接おいでください。

見直しと拡充

■扶養控除などの廃止
子ども手当の創設により、年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除33万円が廃止されます。
また、高校の授業料無償化により、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、16歳以上19歳未満への上乘せ分の控除額12万円が廃止されます。

証明書が必要です

■障害者控除の対象
65歳以上で要介護認定を受けている人は、身体障害者手帳がなくとも障害者に準じる状態であるとして、障害者控除の対象になります。この場合、事前に町が発行する証明書が必要になりますので、健康福祉課介護係 ☎66・2111 (内線152) へお問い合わせください。

税務署の申告はアイーナで

盛岡税務署の申告書作成会場はアイーナです。所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税などの申告が必要な人はご利用ください。無料駐車場がありませんのでご注意ください。
盛岡税務署内には申告書作成会場を設置していません。
【日時】 2月1日から3月15日の午前9時から午後4時
※土・日・祝日は除きますが、2月19日、26日は開設します。
【場所】 盛岡駅西口「アイーナ」7階アイーナホール
盛岡税務署 ☎019・622・6141

申告に必要なもの

- 印鑑
所得税の納税のある人は通帳の届出印
- 預金口座番号がわかるもの
所得税の納税、還付のある人
- 収入のわかるもの
源泉徴収票、給与明細など

- 控除明細書など
社会保険料や生命保険料の控除を受ける場合
- 領収書など
医療費控除などを受ける場合
- 身体障害者手帳など
障害者控除などを受ける場合
- 売上、経費がわかる帳簿、領収書など
営業、農業、不動産などの事業所得のある人